

令和7年4月1日から道路占用等規則が変わりました。

改正点

(湯河原町道路占用等規則第12条関係)

- 舗装の本復旧は、原則占用者に復旧していただきます。

これまでは、占用者は、仮復旧まで施工していただき、本復旧は湯河原町で行っており、占用掘削から本復旧までの期間があいてしまい維持管理上問題点が多かったため、占用掘削から本復旧までの効率を向上させるものです。

- 事務費の計算方法が変わります。

計算方法は以下のとおり

掘削面積 (㎡) × 2.4 (係数) × 掘削復旧工事標準単価

× (事務費負担率) = 事務費 (占用者の負担額)

※掘削面積及び本復旧面積算出方法は従来どおりです (裏面参照)

- 事務費の負担率が変わります。

事務費負担率 = 6%

◎なお、占用者に代わり、道路管理者が施工する本復旧 (複数の機関が輻輳する大規模な復旧工事など) については、湯河原町の積算基準により積算した工事費に、その工事費から10%乗じた事務費を請求いたします。

詳細については、町職員に問合せください。

※現在、許可を出している占用工事の取扱いについて。

令和7年3月31日までに、新規で道路掘削申請を受理したもの (変更申請は含みません) については、従来どおりの手続きで施行をします。

上記について不明な点がございましたら、

湯河原町土木課土木係

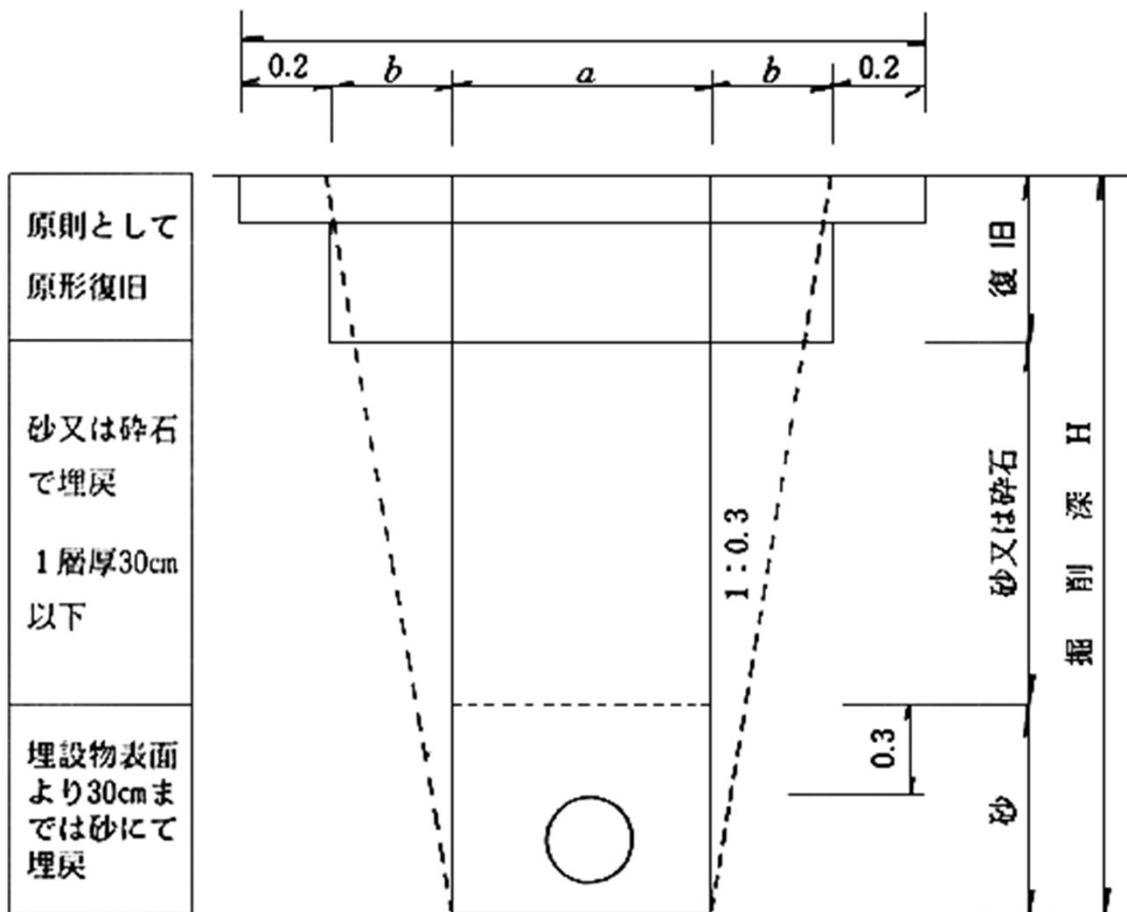
0465-63-2111内線513, 514

まで問合せください。

(参考)

路面復旧面積算出の考え方

(単位 m)



a: 掘削幅 (最低0.6mとする)

b: 影響幅 $0.3 \times H$ (最低0.3mとする) 5cm刻み (切り上げ)

※仮復旧幅 (申請者復旧) $a + 2 \cdot b$

掘削場所の土質の状況等に応じて変更することがある。

※本復旧幅 (道路管理者復旧=本復旧費幅) $W = a + 2 \cdot b + 0.2 \times 2$

※コンクリート舗装についてはこの限りでない。

埋戻し材料

材料	規格	粒径		CBR値
		最大径	最小径	
砂	10mm以下		0.074mmフルイ通過量10%以下	—
碎石	40mm "			修正CBR20%以上
再生碎石	40mm "			"